

北見市住民自治推進交付金制度検証会議設置要綱

(目的)

第1条 北見市住民自治推進交付金規則（平成21年3月26日規制第12号。以下「規則」という。）

第1条で規定する住民自治推進交付金制度の検証を進めるにあたり、市民の意見を反映させるため北見市住民自治推進交付金検証会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 住民自治推進交付金制度の検証

(組織)

第3条 会議は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 北見まちづくり協議会

(3) 市民活動団体から推薦を受けた者

(4) 識見を有する者

(5) 市民からの一般公募による者

(6) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 北見市男女共同参画を推進するための条例第6条の規定に基づき、女性委員の積極的登用に努めるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から検証結果等について市長に報告する日までとする。

2 委員の辞任等により定数に満たない場合は、速やかに補充できるものとする。

(座長及び副座長)

第5条 会議に座長及び副座長を各1人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 座長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は座長が招集し、座長が議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、市民環境部において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年2月27日から施行する。